

## 主な論点（たたき台）

## 1. 株式譲渡について

## ① 背景

- ・ 公共施設等運営権制度の創設により独立採算型事業等の増加が見込まれ、また、運営権を活用した独立採算型事業等への出融資を行う官民連携インフラファンドの設立を受け、今後、民間によるインフラ投資を促進し、インフラ投資市場の形成を図ることが重要課題。
- ・ このため、民間の資金調達の多様化・円滑化に対応して、株式譲渡の考え方を検討。

## ② 論点

## ＜総論＞

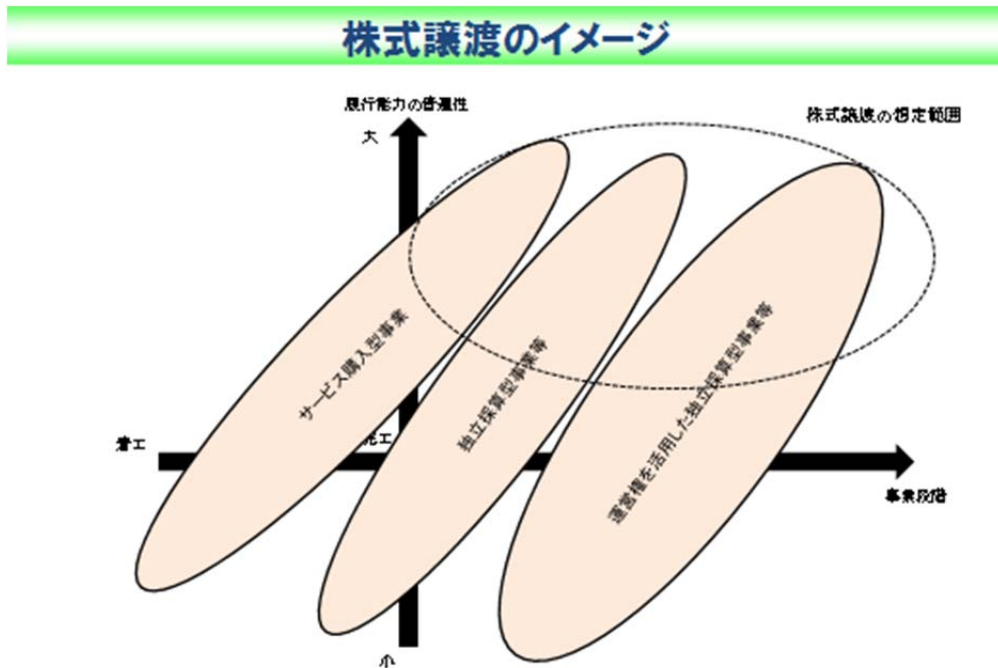
- ・ 事業者選定においては、提案と履行能力が評価されたコンソーシアムが落札した後、当該コンソーシアム構成会社により設立された株式会社が契約当事者＝選定事業者となることにより、両者の同一性を担保し、提案内容に適合した履行を確保。
- ・ 現行ガイドラインにおいては、主にサービス購入型事業を念頭に、上記目的のため、コンソーシアム構成企業による出資条項の例を記載。

## [契約に関するガイドライン 別紙：基本協定]

- ・ 管理者等が入札説明書等に提示した条件及び落札者の入札参加者提案を踏まえコンソーシアム構成企業による株式会社の設立に関し、コンソーシアム構成企業による出資比率、出資額、出資形態等についての規定が置かれる。

- ① コンソーシアム構成企業又は選定事業に継続して関与する者は、設立される株式会社の全議決権の2分の1を超える議決権（株主総会において出席する株主による普通決議の成立に必要な議決権）を保有するとともに、コンソーシアム構成企業のいずれかが筆頭株主であること、又は、
- ② ②コンソーシアム構成企業又は選定事業に継続して関与する者は選定事業者たる株式会社の全議決権の3分の2を超える議決権（株主総会において出席する株主の特別決議の成立に必要な議決権）を保有することとし、
  - ①又は②の条件をPFI事業契約終了まで維持することなどをコンソーシアム構成企業に義務付けることなどによって、コンソーシアム構成企業が選定事業者たる株式会社の経営の支配権を維持するよう規定することが考えられる。

- ・ 株式譲渡がなされた後も、事業開始時と同等の履行能力の確保は必要と考えられるが、そのために必要な条件は一律ではないのではないか。
- ・ 事業類型、事業内容、事業段階の別により、具体的に想定される株式譲渡の範囲のイメージは、以下のとおり。



a 事業類型

- ・ 管理者等が毎年度サービス対価を支払うサービス購入型
- ・ 需要リスクを民間に移転する独立採算型等
- ・ 運営権を活用した独立採算型等（公共施設等運営事業）

b 事業内容

- ・ コンソーシアムの独自の提案や能力が評価された事業
- ・ それ以外の事業

c 事業段階

- ・ 事業開始後から提供サービスが安定化するまでの期間
- ・ 提供サービスが安定化した後の期間
- ・ コンソーシアム構成企業の受託・請負業務の実施期間終了後
- ・ コンソーシアムの独自の提案や能力が評価された事業において、時間的経過に伴う実績の積上げや技術等の陳腐化・普及に伴い、他の者にも同等の履行能力が認められる場合

<手続等>

- ・ 株式譲渡に関して、管理者等との手続について留意すべき事項はあるか。
- ・ 株式譲渡に関する方針は、予見可能性を高めるため、実施方針等においてあらかじめ明示しておくべきではないか。
- ・ 議決権株式以外の株式の取扱いはどうすべきか。
- ・ 事業主体として株式会社以外の法人格を採用しようとする場合、留意すべき事項は何か。

## 2. 債権譲渡について

### ①背景

- ・借入による資金調達については、今後、債券発行やローン債権売買等の債権譲渡を前提とした資金調達の活用等、資金調達手段の多様化が図られ、インフラ投資市場が活性化する可能性。
- ・このため、民間の資金調達の多様化・円滑化に対応して、債権についても検討。

### ②論点

- ・資金調達は選定事業者の責任において行うことが基本であり、債権譲渡について、現行ガイドラインにも特段の記述はない。今後とも、この点は変わらないと思われるが、民間の資金調達の多様化・円滑化の観点から、留意すべき事項はあるか。
- ・融資金融機関等は、事業状況のモニタリング機能や一定のステップインの能力を有しているが、債権譲渡に伴う債権者の変更に際して、これらをどう考えるか。

### 3. 民間提案について

#### ①背景

- ・民間事業者の参画意欲を高め、P F I 制度の更なる積極的な活用を図るため、民間事業者の提案に対し管理者等が検討・応答する民間提案制度が創設。
- ・本年3月に策定された基本方針を受け、具体的取扱いを検討。

#### ②論点

##### <提案に必要な管理者等からの情報提供のあり方>

- ・民間事業者が提案しやすくするため、管理者等は、事務負担との兼ね合いも踏まえつつ、どの程度の相談・検討体制の整備や情報提供を行うべきか。

##### <検討プロセスのあり方>

- ・民間提案に対して適切に検討を行うため、管理者等はどのような視点やプロセスで検討を行うべきか。

##### <民間提案に必要な書類>

- ・管理者等が所要の検討を行うためには、提案者の負担も踏まえつつ、具体的にどのような書類が必要と考えるべきか。

##### <民間提案に含まれる知的財産の保護>

- ・民間事業者が安心して提案をするためには、高度な技術やノウハウなど知的財産の保護が必要であると考えられるが、その対象としてどのようなものが考えられるか。

##### <民間提案に対するインセンティブの付与>

- ・積極的な民間提案を誘導するため、入札の公平性・透明性の確保を図りつつ、実施方針の策定に寄与する提案を行った民間事業者に対し、どのような形で評価を行うべきか。

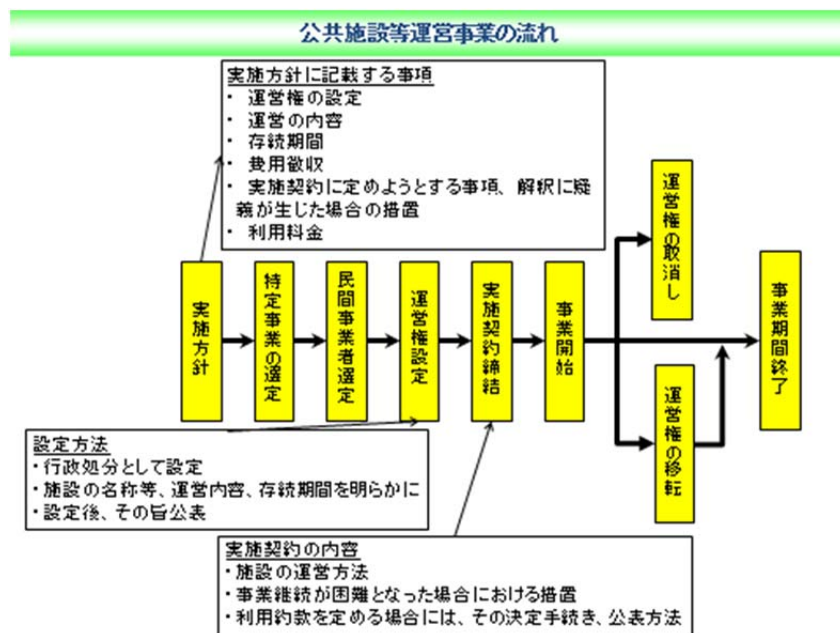
##### <その他>

- ・民間のノウハウや創意工夫を積極的に活用すべき案件において、要求水準の設定に向けて民間との対話等を行ういわゆる競争的対話的手法についてどう考えるか。

## 4. 公共施設等運営権について

### ①背景

公共施設等運営事業は、公共施設等の種類や規模等により様々なものが想定されるが、民間事業者が創意工夫を生かしリスク負担に相応した自由度の高い事業運営を可能とする観点から、公共施設等運営権制度の運用の基本的なあり方を検討。



### ②論点

#### <株式譲渡及び債権流動化>

- ・運営権を活用した公共施設等運営事業の場合、通常の独立採算型等に比して、特に留意すべき事項があるか。
- ・公共施設等運営権の譲渡・移転について、移転を受ける者の欠格事由の非該当性及び実施方針に照らした適切性が要件とされていることを踏まえてどうか。

#### <公共施設等運営権の対価>

- ・公共施設等運営権の対価をどう考えるか。
- ・公共施設等運営権の対価の算定・評価に当たり、特に必要となる情報は何か。
- ・公共施設等運営権の対価の支払方法について留意すべき事項は何か。

#### <更新投資・新規投資>

- ・公共施設等実施契約等において、更新投資（維持管理）や新規投資（建設）をどのように位置づけることが考えられるか。

#### <民間事業者の選定>

- ・民間事業者及び管理者等にとってどのような選定プロセスが望ましいか。
- ・品確法に準じて導入された技術提案制度をどのように活用していくことが考えられるか。

#### <公共施設等運営権の設定>

- ・公共施設等運営権の設定手続において留意する事項はあるか。
- ・公共施設等運営権が設定される公共施設等の単位について留意する事項はあるか（例えば、適用される料金体系を異にする複数の公共施設等に対して一の運営権を設定すること等）。
- ・指定管理者制度との関係で留意する事項はあるか。

#### <公共施設等運営権の譲渡・移転>

- ・公共施設等運営権の譲渡・移転についての留意事項は何か。

#### <公共施設等運営権の取消等>

- ・公共施設等運営権の取消や公共施設等運営権実施契約の解除について、帰責事由毎に要件・負担を規定する際、一般的なPFI事業と比して、特に留意する事項はあるか。
- ・何らかの建設工事の施工中に解除事由が生じた場合に、特に留意する事項はあるか。
- ・公共施設等運営権の取消に伴う損失の補償についての留意事項は何か。

#### <リスク分担>

- ・官民間のリスク分担について、公共施設等運営事業に関して特に留意する事項はあるか。

#### <土地の賃貸借>

- ・公共施設等運営権の対象となる公共施設等の敷地に対して、公共施設等運営権とは別途、賃借権の設定が必要か。

#### <公共施設等運営権実施契約の終了>

- ・運営権実施契約の終了後、事業価値や事業資産をどのように評価・処理することが考えられるか。
- ・終了後の評価の結果、価値が認められる資産が存する場合、無償譲渡ではなく管理者等による買取りを義務付けることは考え

られるか。

- ・ 諸外国で見られる事業期間の延長オプションについて、その必要性や課題をどう考えるべきか。

<VFMの算定>

- ・ 公共施設等運営事業において、VFMの算定をどのように考えるべきか。